

・平成16年度

大学名	事案概要	文部科学省等の対応
筑波大学	平成8年度に交付された科学研究費補助金において、実体を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を研究者自身に還流させていた。	○補助金の返還命令 平成17年3月23日(本省) 5万円 ○応募資格の停止 5年 1人 2年 1人
徳島大学	平成15年度に交付された科学研究費補助金において、出張を取止めたにも関わらず、偽りの出張報告書を提出して出張が行われたかのように装い、不正に旅費を受領していた。	○補助金の返還命令 平成17年2月16日(本省) 5万円 ○応募資格の停止 4年 1人
東京慈恵会医科大学	平成8年度～平成15年度にかけて、応募・受給資格がない研究者が科学研究費補助金の応募・交付申請を行い、不正に補助金を受給していた。また、研究者が補助金の他用途使用を行っていたものがあつた。 右記の外、原始的瑕疵に基づく返還命令 本省：9,960万円、学振：9,230万円	○補助金の返還命令 平成17年1月19日(本省) 9,415万円 平成17年1月20日(学振) 9,440万円 (返還命令総額 1億8,855万円) ○応募資格の停止 5年 45人 4年 1人 3年 11人 2年 17人
熊本大学	平成11年度～平成15年度に交付された科学研究費補助金において、外国旅費を水増し請求し、差額を不正に受領していた。	○補助金の返還命令 平成17年1月18日(学振) 225万円 ○応募資格の停止 4年 1人
お茶の水女子大学	平成11年度～平成13年度に交付された科学研究費補助金において、実体を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を研究者自身に還流させた。また、実体を伴わない旅費を請求し、不正に受領していた。	○補助金の返還命令 平成16年12月27日(学振) 254万円 ○応募資格の停止 4年 1人
埼玉医科大学	平成8年度～平成14年度に交付された科学研究費補助金において、架空の取引により補助金を請求し、支払われた代金を業者に預け金として管理させていた。	○補助金の返還命令 平成16年7月22日(本省) 2,430万円 平成16年7月1日(学振) 1,952万円 (返還命令総額4,382万円) ○応募資格の停止 4年 3人
芝浦工業大学	平成10年度～平成14年度に交付された科学研究費補助金において、架空の取引により補助金を請求し、支払われた代金を業者に預け金として管理させていた。	○補助金の返還命令 平成16年4月19日(本省) 75万円 平成16年4月8日(学振) 683万円 (返還命令総額 758万円) ○応募資格の停止 4年 9人

注 科学研究費補助金においては、平成16年度以降、不正使用防止策として、不正使用のあつた研究課題の共同研究者(研究代表者又は研究分担者)に対して、不正に関与していない場合であっても、科学研究費補助金の新規研究課題の応募を1年間停止する措置を適用している。
平成19年度は23人、平成18年度は32人、平成17年度は34人に適用した。